

第4章 ごみ処理の取組の方向性

1 基本方針

本計画は、市民・事業者・市が一体となり、持続可能な循環型社会を目指すため「環境への負荷が少ない循環型社会の構築」を基本理念に掲げ、次の4つの基本方針を定め、各施策を推進します。

基本方針1：発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進による
ごみの減量

ごみを減量するためには、ごみとなるものを発生させないことや、ものを繰り返し使用することなど、まずはごみとして排出されないようにする取り組みが最も重要となります。

基本方針2：分別・リサイクルの取り組み促進

発生回避、発生抑制及び再使用に取り組み、その結果として、出されたものは、可能な限りリサイクル（再資源化）を行い、更なるごみの減量化・リサイクルを進めます。

基本方針3：環境学習・環境教育の充実

更なるごみの減量・リサイクルを進めるためには、ごみの排出者である市民・事業者が積極的に参画し、協働して取り組んでいくことが重要です。

市民・事業者のごみに対する意識の高まりには、環境学習・環境教育の充実や積極的な情報提供に取り組んでいく必要があります。

基本方針4：安全・安心なごみ処理事業の推進

安全で適正なごみ処理を行うため、市民・事業者にもルールを遵守した排出を求めるとともに、効率的で安定した収集・運搬・中間処理・最終処分までの実施体制を継続できる取組を行います。また、災害などの不測の事態にも対応できるように、安全・安心かつ継続的にごみを処理することができる体制を構築する必要があります。

2 基本目標とモニター指標

本計画が定める各種施策を進めるにあたり、具体的な数値目標を設け、市民、事業者、行政が目標を共有し、その進捗状況を確認・評価しながら、それぞれの役割に基づいてごみの減量・リサイクルに取り組んでいく必要があります。

本計画では、前計画に掲げた管理目標の達成状況と本計画の基本方針を踏まえ、「基本目標」及び「モニター指標」を設定します。

(1) 設定の考え方

釧路市のごみ排出量は、前述のとおり政令市の札幌市を除いた道内の主な都市の中で4番目に多く、家庭系の廃棄ごみ量は最も多い状況です。

このため、本計画では、ごみ排出量全体について減量化を進めるべく、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の取り組みを推進するものとし、これらの課題を評価するため、全体を把握する項目として「ごみ排出量」を、その中でも特に取り組みを強化する必要のある項目として「家庭から排出される廃棄ごみ量（1人1日当たり）」を設定し、実態に応じた数値目標を設定します。

併せて、目標値は設定しないものの、目標を設定する上で特に重要と考えられる数値を指標として設定し、その状況を把握することによって、目標を達成するための課題の把握、施策の見直しや改善の際の参考とするための指標として「モニター指標」を設定します。

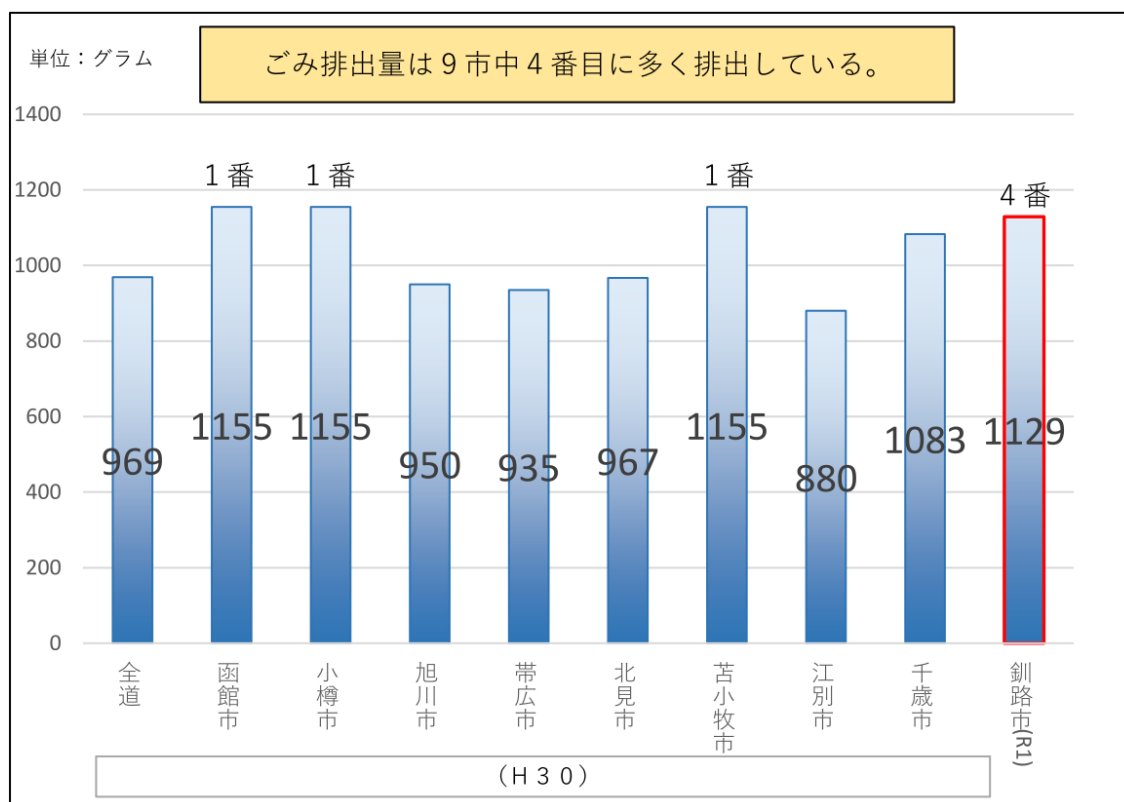


図 2-4-1 1人1日あたりのごみ排出量（道内他都市との比較）

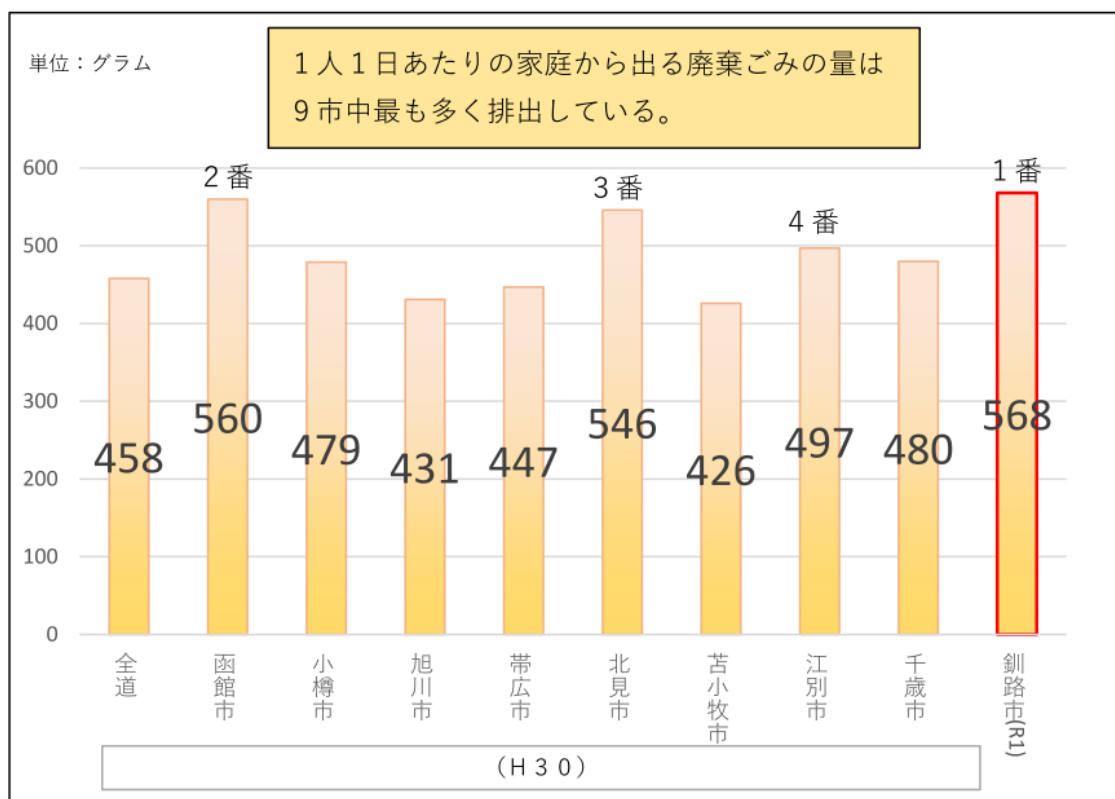


図 2-4-2 家庭から排出される廃棄ごみ量（1人1日あたり）

（2）基本目標

2-1 ごみ排出量の減量目標

本計画では、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に取り組むことにより、資源物を含めた家庭系ごみ・事業系一般廃棄物の減量を推進していきます。

この取り組みを評価する目標として、政令市の札幌市を除いた道内の主な都市8市のごみ排出量の平均（平成30年度平均65,370トン）に近づけるべく、令和元年度（68,857トン）と比べて6,260トン減量し、62,597トン以下を目指します。

目標達成に向けては、特定の種類のごみに絞った施策の減量効果だけでなく、施策を通じて市民・事業者の意識の高まり、それぞれの生活や仕事のスタイルに合った形でごみの発生抑制・排出抑制に取り組むことで、市全体として大きな減量効果を生み出すことが重要です。

そこで、ごみ減量化に向けた施策の展開にあたり、市民への理解が必要不可欠であるため、地域の分別収集協力員等との連携を図りながら、地域コミュニティへの関わりを強めた上で、定期的に学習会等を開催するなど、ごみ減量化に向けた普及啓発に取り組んでいきます。併せてリユースなどのごみの減量につながる新たな取り組みを取り入れていくことにより、ごみ排出量削減に効果的な環境の整備に努めていきます。

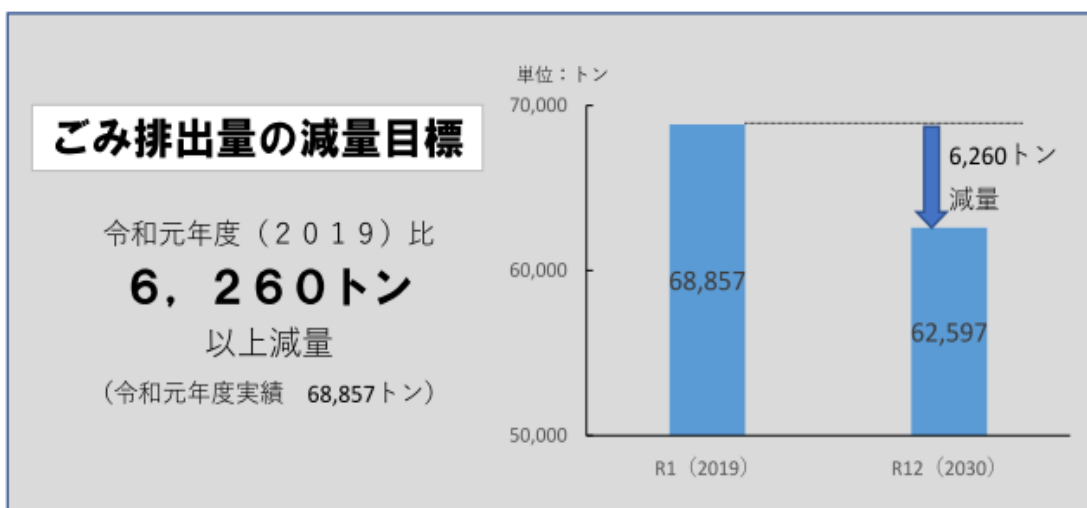


図 2-4-3 ごみ排出量の減量目標

2-2 家庭から排出される廃棄ごみ量の減量目標(市民1人1日あたり)

釧路市のごみ排出量は年間68,857トンとなっていますが、そのうち、家庭から排出される廃棄ごみは34,658トンと全体の半分を占めており、この廃棄ごみを減量していくことが重要です。

令和元年度の市民1人1日当たりの廃棄ごみ量は568グラムと、政令市の札幌市を除いた道内の主な都市8市の廃棄ごみ量の平均（平成30年度483グラム）と比較すると廃棄ごみの排出が多い状況であることから、令和元年度（568グラム）と比べて25グラム減量し、543グラム以下を目指します。

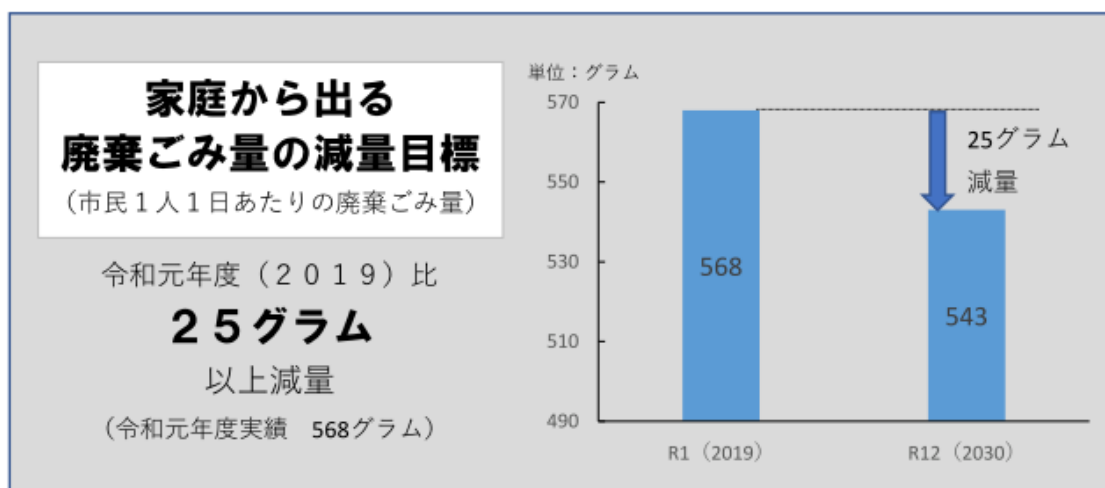
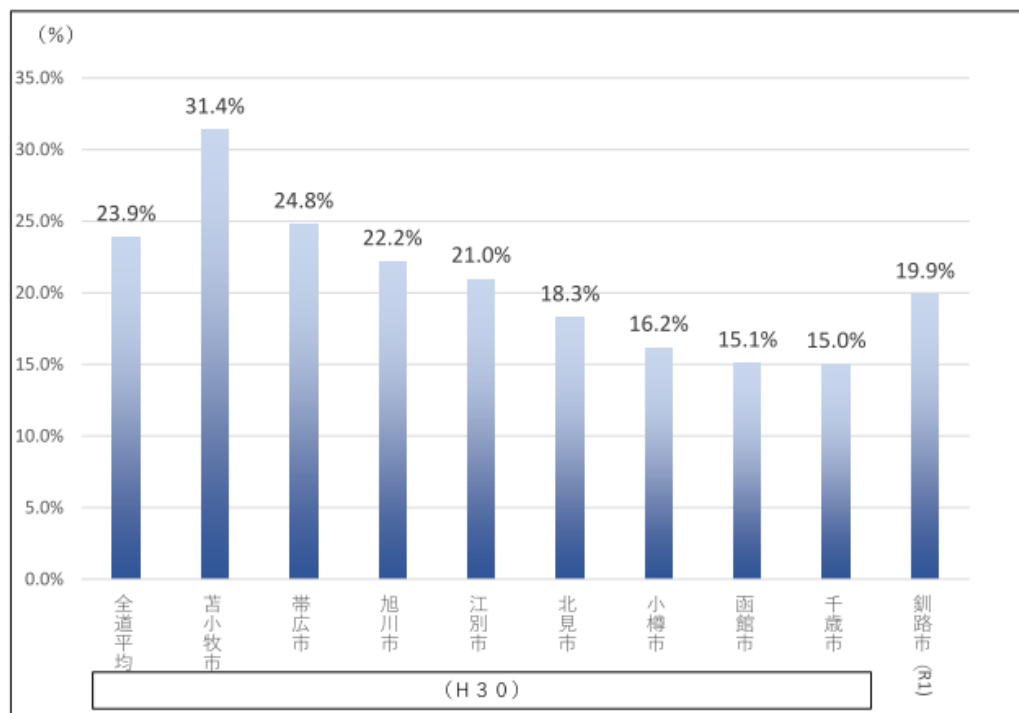


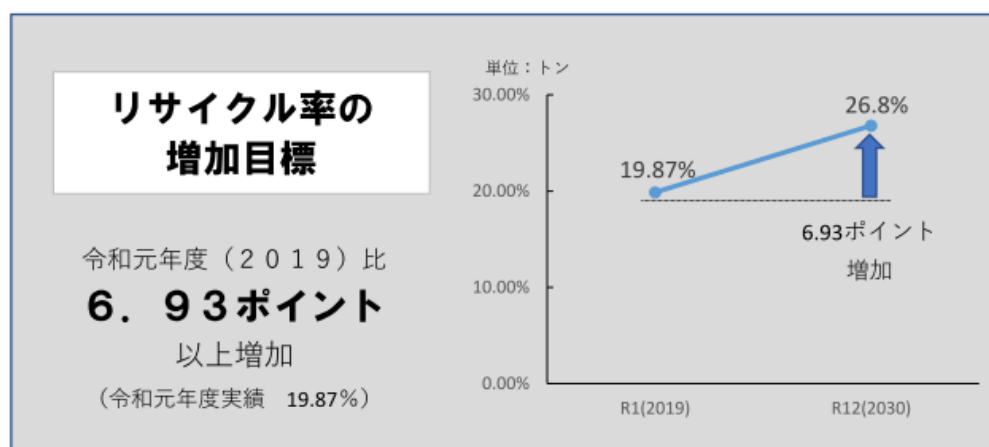
図 2-4-4 家庭から排出される廃棄ごみ量の減量目標

2-3 リサイクル率

令和元年度の釧路市のリサイクル率は19.87%であり、道内の主な都市8市のリサイクル率の平均（平成30年度20.5%）と比較すると、0.63ポイント下回っています。その要因のひとつとして、可燃ごみ等に資源物が含まれているという実態があることから、排出段階における資源とごみの分別徹底を推進する必要がある、全計画に引き続きリサイクル率を目標として設定し、令和元年度（19.87%）と比べて6.93%増加の26.8%を目指します。



リサイクル率（道内他都市との比較）



リサイクル率の目標数値

図 2-4-5 リサイクル率

2-4 埋立処分量の減量

最終処分場を新たに整備するためには、広大な用地とその整備費用が必要となり、このままではやがて用地の確保が難しくなり、ごみの最終処分が出来なくなるといった事態となります。

このような事態を避け、最終処分場の延命化を図る観点からも、出来る限り減らすことを目指していかなければなりません。

令和6年度より供用開始予定の最終処分場では、釧路市のほか、釧路町、厚岸町、弟子屈町、鶴居村及び白糠町の不燃ごみ及び粗大ごみを受け入れる計画となっているため、関係町村と連携・協力を進めながらごみの減量化に取り組んでいく必要があります。

このことから、次期最終処分場整備に伴い策定した「釧路地域循環型社会形成推進地域計画（平成31年3月に国から承認）」に基づき、平成29年度（10,812トン）と比べて1,207トン減量し、9,605トン以下を目指します。

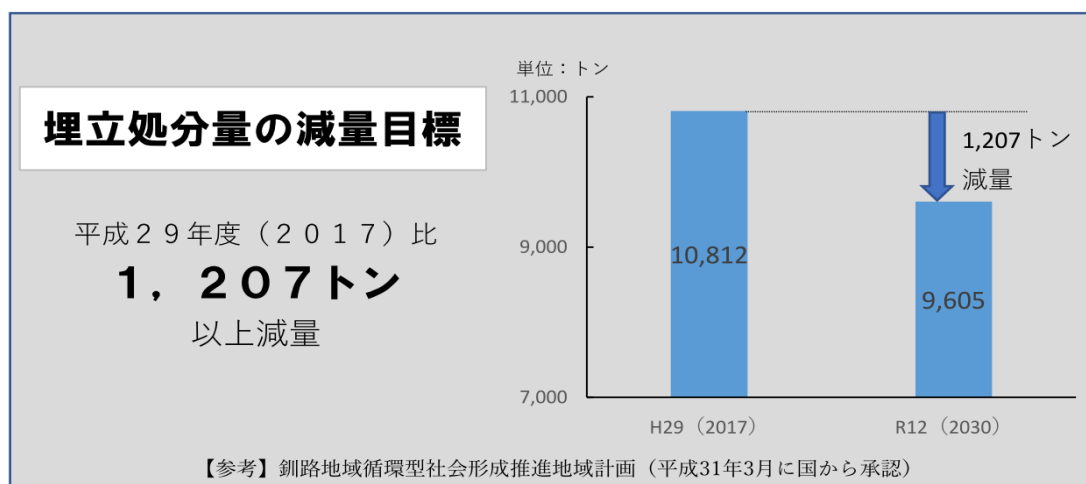


図 2-4-6 埋立処分量の減量目標

(3) モニター指標

3-1 家庭から排出される食品ロス量（令和元年度 1,170トン）

家庭から排出される生ごみには、未開封品や食べ残しなど食品ロスが多く含まれています。3Rの取り組みを進めるにあたり、まずは食品ロスを削減することが効果的なため、家庭から排出される食品ロスの推移を把握します。

令和元年度に実施した釧路市の可燃ごみの中身の調べる組成分析調査では、湿重量比で3.9%含まれているという調査結果が出ています。これは、年間で約1,170トン（令和元年度）、1人1日あたりに換算しますと約20gとなり、1週間程度で茶碗1杯分のご飯を捨てていることに相当します。食品ロスは市民一人ひとりの心がけて削減することが可能です。食材を買い過ぎない、料理を食べ切るなど、食品ロス削減に向けた意識啓発が必要です。

可燃ごみに占める食品ロスの割合



食品ロス1,170トンは、1人1日あたり20グラム



約1週間で茶碗1杯分のご飯に相当する量となります。



図 2-4-7 家庭から排出される食品ロス量

3-2 可燃ごみに含まれる資源物の量（令和元年度 6.1トン）

可燃ごみの中には、分別すればリサイクル可能な紙類や汚れを落とせば資源物となるプラスチック製容器包装が多く含まれています。リサイクルを今まで以上に推進するためには適正な分別が必要なため、可燃ごみに含まれる紙類等の資源物の量の推移を把握いたします。

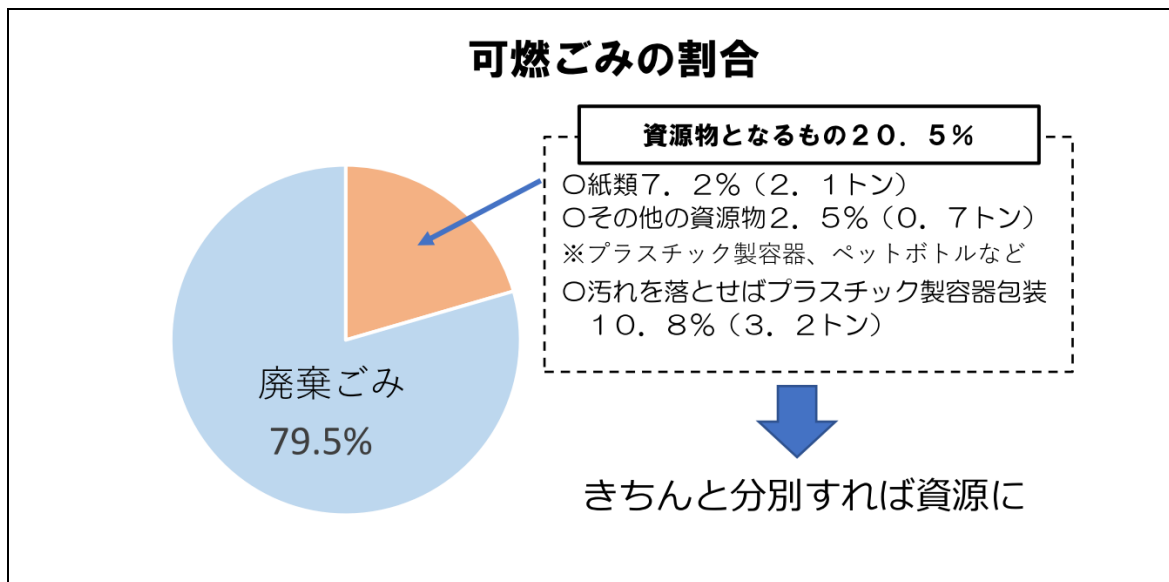


図 2-4-8 可燃ごみに含まれる資源物の量

可燃ごみに捨てられていた資源物(令和元年度実施 組成分析調査)



ペットボトル



雑がみ



プラスチック製容器包装

3 基本方針に基づく施策の展開

本計画で定めた4つの基本方針に基づき、目標を達成するため、ごみの減量・リサイクルの促進など、具体的な施策を市民・事業者に分かりやすく示し、共通の認識をもって取り組みを進めます。



図 2-4-9 ごみ処理基本計画の施策体系

基本施策 1 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に向けた取り組み促進

1-1 ごみ発生・排出抑制のための行動の実践

(1) 発生・排出抑制行動の推進

更なるごみの減量に向けては、「不要なものは買わない、もらわない等のリデュース」「まだ使えるものを繰り返し使用するリユース」が、ごみの発生をもとから抑制する効果の大きい取り組みです。こうした取り組みを多くの市民が日常的に実践することで、釧路市全体に大きな減量効果が生まれることから、市民のごみの減量に対する行動を促していきます。

リデュース（断る・減らす）



リユース（繰り返し使う）



(2) 市民・事業者・関係団体との協働によるごみ発生・排出抑制の推進

ごみの発生・排出抑制を進めるにあたって、商品の購入や使用、更に使い終わった時のそれぞれの場面において自主的なごみの減量行動に取り組んでいただく必要があります。市民・事業者・行政が互いに連携をとりながら、情報共有していくことで、市民団体の各種環境活動との連携や、事業者の持つ専門知識の活用等、より効果的な事業展開が期待できます。

(3) 環境配慮製品購入などの促進に向けた取り組み

釧路市では、物品や車両・サービスの購入にあたって、環境に配慮した商品（製造・流通・廃棄の段階で環境負荷の少ない商品）を選択する「グリーン購入」に積極的に取り組んでいます。平成13年10月に策定した「釧路市グリーン購入推進基本方針」では、毎年度ごとに調達目標を設定し、その実績を公表しています。

また、パネル展の開催や広報紙への記事掲載を通じて、市民および事業者の皆さまへの普及啓発にも努めています。

今後もこうした取り組みを継続し、釧路市が他の事業者の模範となるよう努めていきます。

(4) プラスチックごみの減量

現在、プラスチックごみが河川などから海へと流れ込み、海の生態系に甚大な影響を与えています。この海洋プラスチックごみ問題が国内外において関心が高まる中、解決に向けた第一歩として、令和2年7月からのレジ袋の有料化が導入しました。

釧路市では、マイバックやマイボトルの使用を推奨するなど、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルの変革を促す取り組みを進めています。

1-2 生ごみ減量の促進に向けた取り組み

(1) 家庭における食品ロスの削減の促進

生ごみの中には、食べ残しや手つかずの食品といった「食品ロス」が多く含まれています。こうした食品ロスの削減は、食べ物を無駄にしないというだけでなく、ごみの減量にもつながる大切な取り組みとなります。釧路市では、家庭から排出される食品ロスの削減に向け、市民や事業者に対する普及啓発を図っていきます。

(2) 生ごみ水切りの推進

生ごみの減量には、食べ切りや食材の使い切りが大切であり、生ごみには多量の水分が含まれていることから、捨てる生ごみの水分を減らすことも重要です。乾燥や水切りで水分量を減らすことが可能なことから、水切りの効果を分かりやすく説明するなど、生ごみの水切りを推進していきます。



「はじめよう3きり運動」パンフレット
(釧路広域連合作成)

(3) 生ごみ資源化の促進に向けた支援

各家庭で行う生ごみ堆肥化について、講習会の開催やコンポストなどの生ごみ堆肥化容器及び電気生ごみ処理機の購入者に対する助成制度などの支援を継続し、市民の自主的な取り組みを推進していきます。また、こうした取り組みがより一層進むよう、各家庭での堆肥化の取り組みについて周知する際には、生ごみは資源となるということについても併せて周知していきます。



1-3 リユース機会の提供

ものを繰り返し使う「リユース」は、ごみの減量につながる重要な取り組みです。釧路市では、家具や自転車等の粗大ごみの市民提供品を必要な方へ提供する取り組みを継続していきます。釧路市がリユース機会を提供することにより、市民への「ものを大切に使う」ことの大切さを広げていきます。



市民提供品

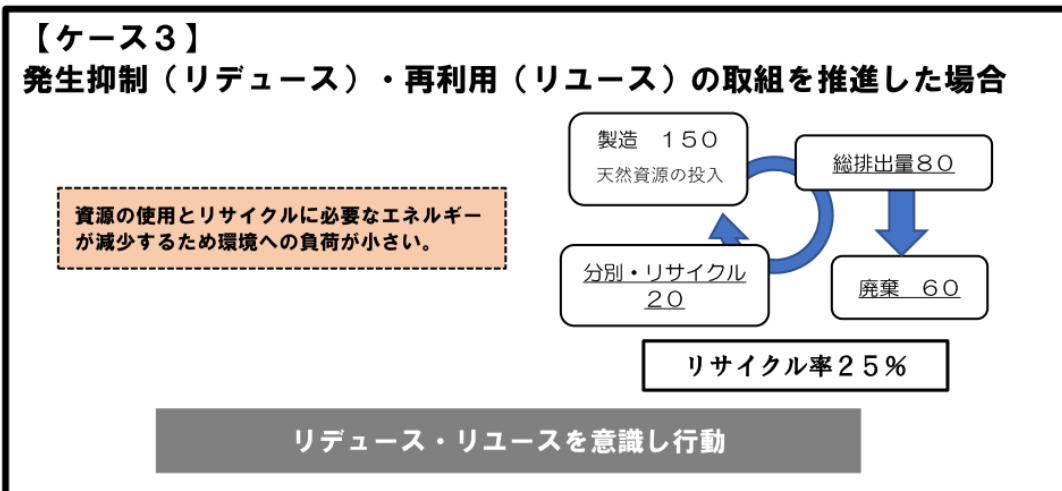
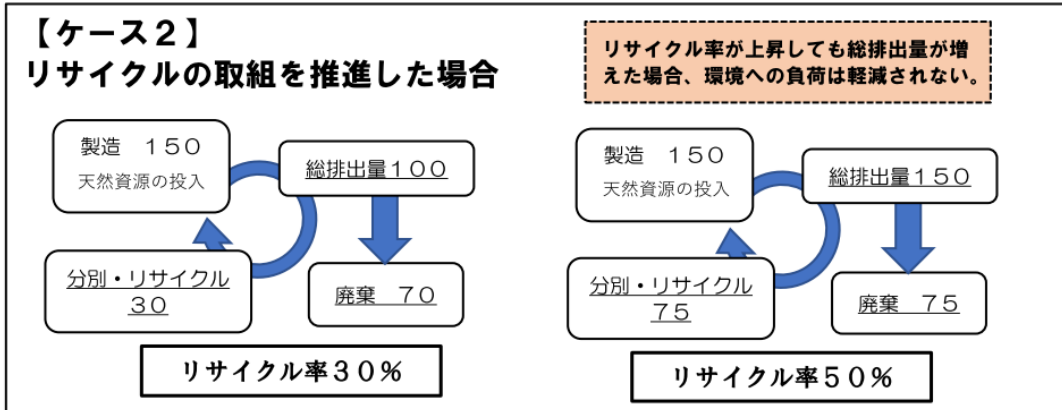
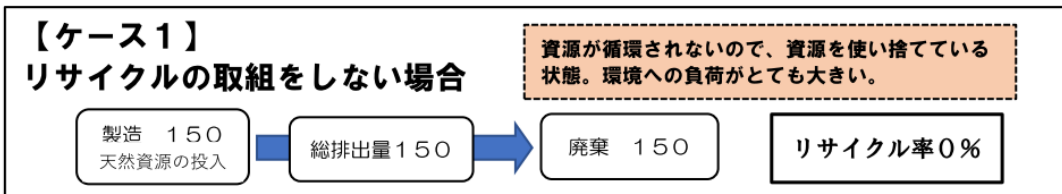
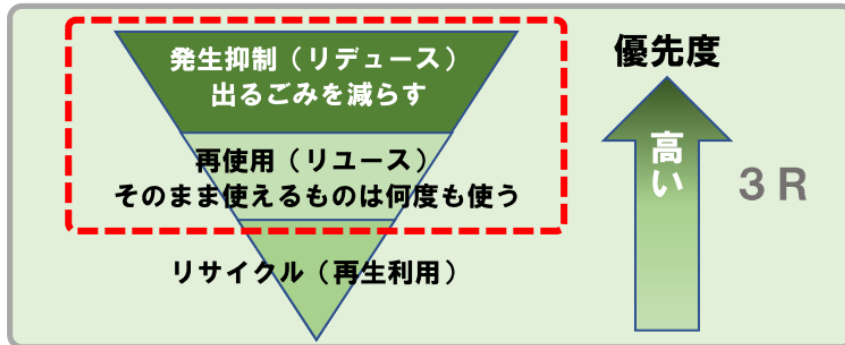
1-4 国や製造・販売業界への働きかけ

農薬や廃油など、収集・処理に危険が伴うものや、タイヤやピアノなど、釧路市において収集・処理が困難なものについては、「市が収集しないごみ」としてステーションへの排出や直接搬入を禁止しています。これらについては、拡大生産者責任の観点から、製造メーカーによって安全に収集・処理される仕組みをつくるよう、国や製造・販売業界などへ働きかけていきます。

【釧路市が目指す将来像】

リサイクルの推進に向けた取り組みに加え、発生抑制・再使用への取り組みも併せて進めていきます。

ごみになる前の製品は、もともと天然の資源を使って作られています。紙やプラスチック・ガラス・金属などを大切に使わなければ、将来、資源が足りなくなるかもしれません。リサイクルすることにより排出されるごみを再資源化し、有効に活用すると共に、限りある天然資源の使用を最小限にしていく取り組みがとても重要になっていきます。



基本施策2 資源回収の促進に向けた取り組み

2-1 分別・排出ルール of 周知・徹底

(1) 市民の分別意識を高めるための普及啓発

ごみの減量・リサイクルのためには、ごみを排出する際に適正に分別するという市民の協力が不可欠であります。更なるリサイクル推進のため、市民に分別ルールを周知するには、分別することの意味や効果などについても併せて周知していく必要があります。

(2) 紙類と容器包装プラスチックの適正排出の促進

ごみの減量・リサイクルが進んでいる中、依然として「可燃ごみ」に古紙や雑がみ、プラスチック製容器包装が、「プラスチック製容器包装」には、可燃ごみが多く混入しております。更なるごみの減量・リサイクルの推進のため、紙類と容器包装プラスチックの適正排出について、引き続き推進していきます。

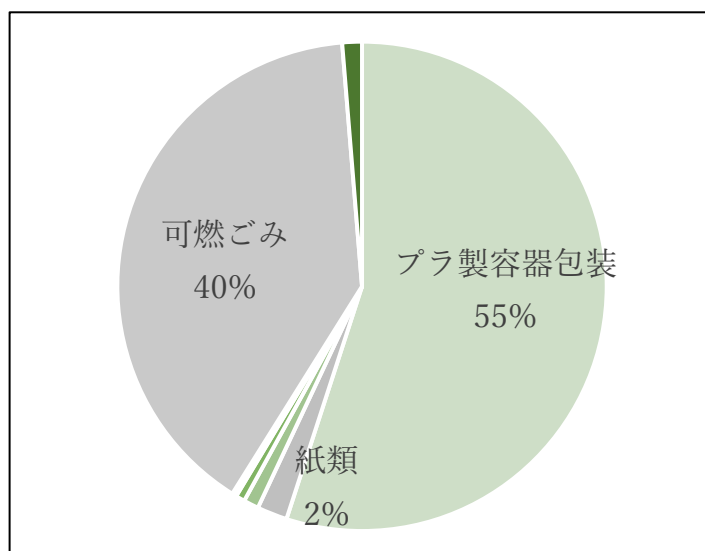


図 2-4-10 プラスチック製容器包装の組成分析結果

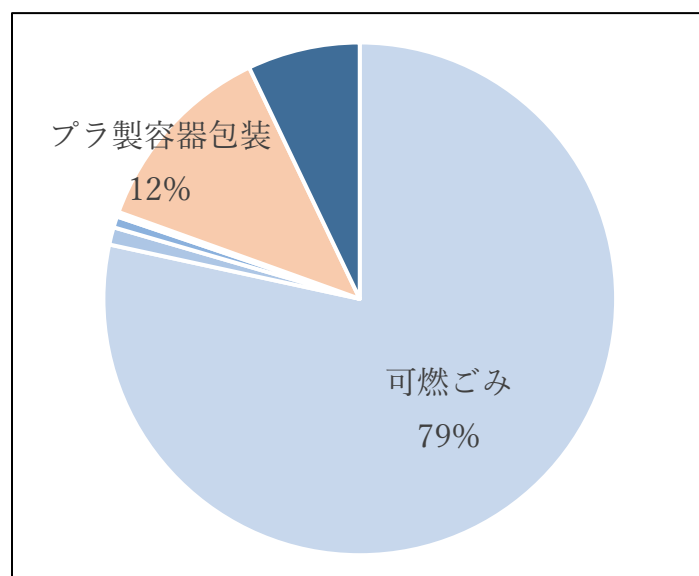


図 2-4-11 可燃ごみの組成分析結果

2-2 資源物の回収促進に向けた取り組み

(1) 集団資源回収の更なる促進

集団資源回収は、ごみの減量・リサイクルにつながるとともに、地域コミュニティの活性化にもつながる重要な取り組みで、釧路市では、集団資源回収を実施する団体に対し、回収量に応じて奨励金を交付し、市民・事業者のリサイクル活動を平成17年度から支援しています。今後も引き続き支援することで、より多くの市民が取り組みやすい環境づくりを進めていきます。



集団資源回収の取組の様子

(2) 資源物回収に向けた利便性の向上

釧路市では、資源物の排出機会を増やすために、家庭等から排出される新聞・雑誌・段ボールなどの資源物を高山地区と鳥取地区（プラスチック製容器包装は高山地区のみ）に受入箇所を設けております。また、廃食用油、小型家電などのリサイクルを推進するため市役所などの市有施設や、スーパーなどの民間事業者の自主的な取り組みのもと店舗等に回収拠点を設置しております。今後、回収拠点を増やすなど、更なる利便性の向上を検討していきます。



廃食用油回収ボックス

(3) 小型家電リサイクルの更なる推進

釧路市では、家庭から排出される小型家電に含まれる貴金属や、レアメタルなどの有用金属等の再資源化を促進するため、小型家電リサイクルを実施しています。

小型家電リサイクルは、ごみの減量に加え、世界的な資源制約への対応にも寄与する有用金属の循環利用の観点からも重要であることから、更なる取り組みの推進に努めます。



小型家電回収ボックス

2-3 未利用資源の活用の検討

(1) 廃棄物の資源化等に向けた調査・研究

従来リサイクルが難しかった廃棄物も、資源化等に向けて様々な技術開発が行われています。今後も技術開発の状況の把握に努めるとともに、国や他の自治体の動向を踏まえ、釧路市の状況や地域特性を考慮し、民間による連携も検討しながら、釧路市の廃棄物処理に応用できるか調査・研究を行っていきます。

(2) 民間リサイクルルート等の更なる活用に向けた調査研究

釧路市内で発生する小型家電等の回収やリサイクルには、民間事業者のリサイクルルートが活用されています。このような民間リサイクルルートの更なる活用に向け、引き続き調査研究を行っていきます。

(3) プラスチック製品の資源化に向けた調査研究

現在、国では、2022年度以降の実現に向け、容器包装リサイクル法の対象ではないプラスチック製品のごみの削減や循環利用について、プラスチック製の容器包装と製品を資源ごみとして一括で分別回収するよう、市区町村に要請する方針が決定ところであります。

現在、釧路市では、当該物を可燃ごみとして分別収集し、焼却処理を行っておりますものの、この度の国の決定を受け、今後、国や道内他都市等の動向を注視しつつ、プラスチック製品のリサイクルの在り方について調査・研究を進めていきます。

(4) 紙おむつリサイクルの調査

現在、国内の紙おむつリサイクルを取り巻く環境は、衛生面・製品性能等の理由からリサイクルをするために多くの新たなエネルギーを消費するため、環境面の負荷等を考慮した場合、現段階では決して有効な手段と言い切れない状況であり、全国的にも紙おむつリサイクルを実践している自治体は少ない状況となっております。

しかしながら、国では令和2年3月に「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」を策定し、再生利用を推奨しており、高齢化の進展などにより紙おむつ排出量の増加が見込まれる本市にあっても取り組むべき課題のひとつであります。

今後においては、国内の先進事例や国内外の技術開発を注視するとともに、リサイクルに関わる様々な課題について調査を進めていきます。

基本施策3 協働に向けた環境学習・環境教育の充実

3-1 環境学習・環境教育の充実

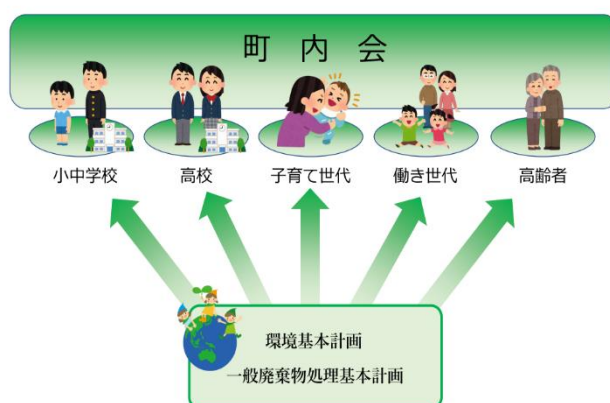
(1) 未来につながる環境学習・環境教育

将来を担う子どもたちに、最も身近な環境問題としてのごみ問題やリサイクルに関する知識・情報を提供していく機会として、小学校などでの環境教育・環境学習をこれまで以上に推進していきます。

この中では、ごみの減量・リサイクルが、限りある資源を大切に使うことで、温暖化など地球規模で広がる環境問題の改善への第一歩となることをしっかりと説明するとともに、この取り組みを通じてその効果を家庭や地域にも広げていきます。

(2) 地域での環境学習への取り組み

環境学習への取り組みは、学校教育の中だけで行うのではなく、若者から高齢者までのあらゆる世代に対し、様々な場面を活用して行うことが大切です。これら、物の購入からごみの分別・排出まで中心的な役割を担っている方々へ、近年のごみを取り巻く問題となっているマイクロプラスチックによる海洋汚染や食品ロスなど、最新の課題などを通じて環境に優しいライフスタイルへの変容を促すような環境学習の充実を進めていきます。



～ 環境教育のアプローチ イメージ ～

3-2 具体的な行動につなげる普及啓発の実施

(1) 様々な媒体を活用した普及啓発

市民のごみの減量・リサイクルの取り組みを促進するためには、ごみ排出ルールやリサイクル方法、ごみ処理に関する情報などを確実に伝えていくことが必要です。そこで、インターネット、広報誌、フリーペーパー、ポスターなど様々な媒体や、市民活動団体のネットワーク等を活用して、あらゆる世代へ行き届くような情報提供と啓発を進めていきます。

(2) 市外からの転入者に対する普及啓発

自治体によってごみの排出方法や処理方法は異なることから、毎年5千人を超える転入者や長期滞在者に、釧路市のごみの減量・リサイクルを理解し実践してもらうため、市役所窓口や関係団体と連携した分別帳の配布など、機会に合わせた普及啓発を進めていきます。

(3) イベントにおけるごみの減量・リサイクルの推進

町内会のお祭りや学校祭などのたくさんの市民が集まるイベントでは大量のごみが排出されるため、そのような場面でごみの減量・リサイクルの普及啓発を行うことにより、大きな効果が期待できます。また、ごみの回収・分別を行うイベントの運営者にもごみの減量・リサイクルについて考えてもらう機会となることから、イベントを通じて、イベント来場者と運営者の両者に対し啓発を行い、ごみの減量・リサイクルを推進します。



リサイクルフェア

3-3 分かりやすさに重点を置いた情報発信

(1) ごみの処理・リサイクルに関する情報の「見える化」

ごみの減量実績やごみ組成分析調査等における内容、さらにはリサイクルに関する情報を分かりやすく情報発信していきます。

ごみの中間処理や埋立処分に要する経費は、市民が排出するごみの量に応じた費用負担を行っており、ごみの減量化が経費の節減にもつながることから、市民が一体となってより一層のごみの減量やリサイクルの推進に取り組む必要性を発信していきます。

(2) 最終処分場の現状に関する情報の「見える化」

釧路市には、最終処分場が高山地区と阿寒地区そして音別地区に3ヶ所あります。

最終処分場を整備するには、広大な敷地と膨大な整備費用が必要となります。この限りある貴重な最終処分場を一日でも長く使用し、次世代に引き継ぐためにも、延命化に向けた更なるごみの減量の必要性を広く発信していきます。

3-4 環境美化の推進

(1) 環境美化の推進

釧路市では、「釧路市みんなできれいな街にする条例」に基づき、清潔で美しいまちづくりや快適な生活環境の保全を進めています。

ごみのポイ捨ては、地域の景観を損なうほか、プラスチックごみの海洋への流入による問題など、けっして許される行為ではありません。今後も、環境美化に向けたマナーとモラルの向上を図りながら、市民ひとりひとりの自発的な行動の輪がより広がるよう、市民と一体となった取り組みを進めていきます。

(2) ごみステーションの管理支援

ごみステーションにおいては、カラス・小動物によるごみの散乱、管理に関するトラブル、分別・排出ルールが守られない不適正排出などの問題があります。このため、市の職員による日常的なパトロールや排出ルール指導、共同住宅の排出状況の調査などに加え排出マナーの指導の実施など、地域の方のごみステーションの管理を支援します。

(3) 町内会などによる地域環境美化の推進

ごみステーション対策や地域での環境美化は、町内会や分別収集協力員等が取り組んでおります。ごみステーションの美化の推進は、ごみステーションを使う方々が協力し合って管理していくことが求められるため、地域コミュニティの維持・活性化にも寄与する重要な取り組みです。このため、釧路市では、ごみステーション問題の改善事例の紹介や町内会と分別収集協力員等との協働によるステーション美化など、引き続き支援する取り組みを推進していきます。

(4) 共同住宅のごみ排出マナーの改善

市外からの転入者が多い共同住宅では、一戸建て住宅と比べて分別・排出ルールが浸透されていないため、不適正排出による散乱が多く、近隣住民が清掃を行ったり、市の職員による日常的な排出状況の調査や巡回指導などを行っています。

入居者の入れ替わりの多い共同住宅には、共同住宅所有者や仲介業者等による分別・排出ルールの周知・働きかけが効果的であることから、マナー改善に関わる事例についての情報共有など連携を推進し、不適正排出によるごみステーションの管理負担の軽減に向けた取り組みを、引き続き進めていきます。

基本施策4 事業ごみの減量・リサイクルの取り組み促進

4-1 事業者による自主的な取り組みの促進

(1) 民間のリサイクルルートの把握・活用

事業所から排出されるごみのうちリサイクルが可能なものについては、民間の処理ルートを活用することによりリサイクルが促進されるだけではなく、釧路市が処理するごみの減量にもつながります。そのため、事業所から排出される紙ごみや生ごみなどについて、民間処理施設への誘導を促進します。

また、事業所から排出されるごみの減量・リサイクルの取り組みを進める上では、現状を適切に把握することが必要であるため、民間のリサイクル施設などで処理されるものについて、処理ルートや処理量を把握できる仕組みづくりを検討していきます。

(2) 事業者による自主的なごみの減量・リサイクルの促進

事業所から排出されるごみは事業者自らの責任で処理することになっているため、ごみの減量・分別についても事業者が自主的に取り組むことが原則ですが、ごみの減量・リサイクルの具体的な取り組み方法やメリットを市から事業者に提案することにより、事業者内でのごみの排出抑制や分別の徹底といった行動の促進に取り組んでいきます。

(3) 飲食店等と連携した食品ロス削減の推進

釧路市では、飲食店等における食品ロスの削減を推進しています。そのための取組のひとつとして、宴会や会食での食べ残しを減らすため乾杯後30分、終了前10分、席について料理を楽しむ「3010(さんまるいちまる)運動」を推奨しています。こうした取り組みを市民・事業者へ普及拡大していくなど、飲食店等と連携した食品削減を推進していきます。



3010 運動啓発ポスター

4-2 適正排出指導の徹底

(1) 排出事業者への適正排出指導の強化

事業所から排出されるごみのリサイクルを進め、廃棄ごみ量を削減するためには、排出段階での分別の徹底が必要であり、事業者に対する分別・リサイクルの指導が重要です。定期的な指導を行い、より分別・リサイクルを推進していきます。

(2) 収集運搬許可業者への指導及び協力体制の構築

収集運搬許可業者と連携し、事業系一般廃棄物として搬入される事業系ごみの内容調査を行い、排出が適正でない事業者に対して、分別や適正排出の指導といった仕組みを構築していきます。

基本施策5 安心・安全なごみの適正処理の推進

5-1 高齢者などへの対応

(1) 要介護者等に対するごみ排出支援の実施

釧路市では、ごみを自らごみステーションに排出する事が困難な市民を支援するため、市の職員が玄関先からのごみを運び出して収集する「ふれあい収集」を実施しており、希望者には、収集の際に声かけによる安否確認も行っています。

今後、高齢化の進展に伴う要介護認定者数の増加に伴い、ごみの排出が難しくなる世帯も増加することが想定されることから、その排出支援として「ふれあい収集」の効率的な運用による対応を検討していく必要があります。

更に、将来を見据え、地域における市民・福祉関連事業所・行政等とより一層の連携を図って排出支援を行っていきます。



(2) ごみ処理手数料の負担軽減措置の継続

釧路市では、平成17年度のごみ処理手数料の有料化に伴い、乳幼児、要介護者及び重度障がい者（児）がいる紙おむつの使用世帯等への負担軽減措置として、一定枚数の指定ごみ袋を支給しており、引き続き取り組みを進めていきます。

5-2 不法投棄対策の強化

(1) 不法投棄の監視

釧路市では、不法投棄防止対策として、市職員による毎日の巡視パトロールを実施しております。不法投棄された廃棄物を発見した際には、警察や北海道に情報提供を行い、長期間にわたって放置されないよう迅速な対応しております。

今後も、不法投棄の未然防止を目的に巡視パトロールを継続し、投棄者が判明した際には、厳しく指導していきます。

(2) 市民・事業者と連携した不法投棄対策

釧路市では、不法投棄を監視する地域の目として、市民や団体、更に「自然の番人宣言」の構成市町村や賛同団体との連携協力のもと、不法投棄の未然防止・早期発見に向けた取り組みを行っております。

今後も貴重な自然をごみのポイ捨てや不法投棄から守るため、市民や関係機関と監視強化を図り、不法投棄撲滅に向けた活動を進めていきます。

5-3 中間処理の充実

(1) 施設の適正な維持管理の継続

中間処理施設の運転管理に当たっては、周辺的生活環境に影響を与えないよう指導・監視に努め、各施設の特性に応じた適正な維持管理を継続しています。また、各施設から排出される残渣は、焼却処分か埋立処分されているため、削減に向けて取り組んでいきます。

5-4 最終処分の計画

(1) 最終処分に関する基本方針

最終処分場の運営管理に当たっては、基準省令に基づき、適正な管理及び必要な措置を講じるとともに、リサイクルの推進と中間処理による減量化を徹底し、埋立処分するごみ量を極力抑制するなど、公害防止と周辺環境の保全を図っていきます。

また、埋立完了後の跡地利用等の活用方法等について検討していくこととします。

(2) 最終処分場整備に関する事項

最終処分については、リサイクルの推進と中間処理による減量化を徹底した上で、どうしても埋立が必要な廃棄物を最終処分場で適正に処分していきます。

現在稼働中の釧路市ごみ最終処分場は、令和6年3月に埋立終了の見込みであることから、次期最終処分場を令和6年4月の供用開始に向けて、着実に整備を進めていきます。

また、次期処分場の完成に合わせて近隣町村の最終処分場を集約化し、6市町村（釧路市・釧路町・厚岸町・弟子屈町・鶴居村・白糠町）による最終処分場の広域化を図る手続きを進めています。

5-5 最終処分における環境への配慮

ごみを最終処分する埋立地については、排水処理施設からの放流水や埋立地の周縁下水等を観測し、周辺環境への影響がないよう管理しております。引き続き、周辺環境への影響に配慮し、適切な環境保全対策を行っていきます。

5-6 ごみ収集・処理業務の最適化

ごみの収集については、民間事業者への委託化を進めてきており、業務効率化の観点から、今後のごみの排出量や地域事情に即した収集体制の最適化について検討していきます。

5-7 大規模災害に備えた取り組み

大規模な地震や水害が発生した際に、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うことができるよう、災害廃棄物処理計画を策定していきます。

また、災害廃棄物の処理に対して近隣市町村を含め道内自治体との協力体制の在り方を検討します。

5 - 8 広域処理の推進

既存の廃棄物処理施設などを自治体間で相互に協力しながら利用する広域的なごみ処理については、効率性やリスク管理の面から、これまでもごみやし尿の受入など、関係自治体と協力関係を築きながら行ってきました。

今後も、次期最終処分場の整備と併せて広域処理の拡大を視野に、関係市町村等と連携を進めていきます。